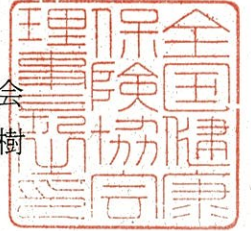


協 発 第 210324-01 号  
令 和 3 年 3 月 2 4 日

全国中小企業団体中央会  
会長 森 洋 殿

全国健康保険協会  
理事長 安藤 伸樹



事業者健診結果の取得促進に係る広報等の依頼について

平素より、全国健康保険協会の事業運営につきまして格段のご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

当協会では、糖尿病をはじめとする生活習慣病の発症・重症化を予防する観点から、加入者の皆さまに、特定健診及びその健診結果に応じて、特定保健指導を実施しております。これは、労働者の健康保持増進につながり、また、労働者が健康になることによって企業の生産性向上にもつながるため、労働者及び事業主の双方にメリットがあるものです。また、協会けんぽで実施している特定健診に限らず、事業主が実施している事業者健診（定期健診）についても、その健診結果を当協会へ提供いただくことで、

- ① 同様に特定保健指導を実施できる仕組みとなっているほか、
- ② 事業所の健康課題を見える化した「事業所カルテ」についても、当該健診結果を反映させて提供しており、健康課題を把握できます。

従業員の方の健康につながります。

今般、事業者健診結果のさらなる取得促進のため、事業主が健診機関を通じて、事業者健診結果を保険者にスムーズに提供できるよう、令和2年12月23日に新たな取り扱いが国から示されました（厚生労働省労働基準局長・保険局長通知「定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に関する協力依頼について」（基発1223第5号・保発1223第1号）及び労働基準局長通知「定期健康診断等における血糖検査の取扱いについて」（基発1223第7号））。

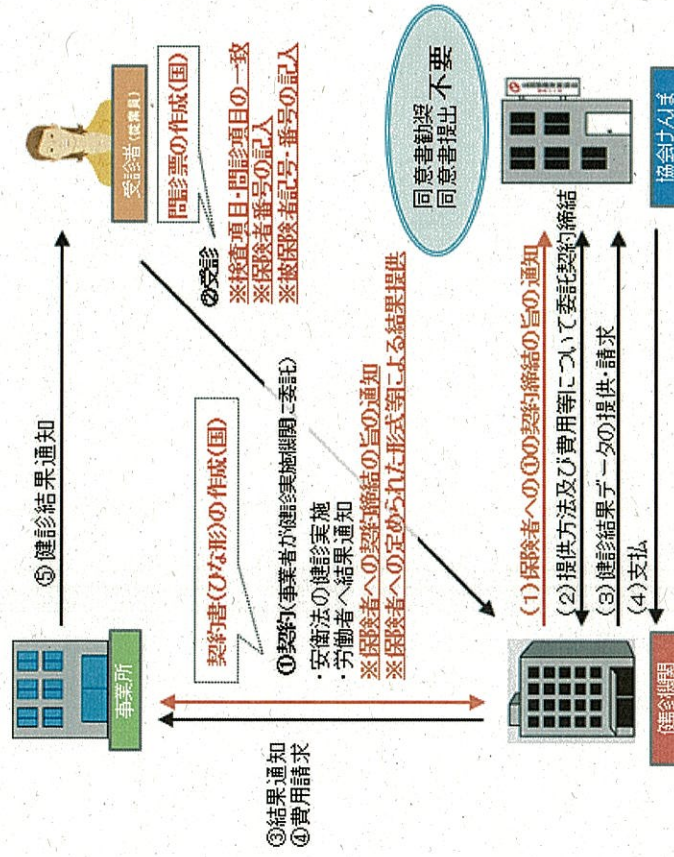
当該取り扱いについて、多くの事業主の方に知っていただくため、別紙のとおり案内リーフレットを作成いたしました。

つきましては、案内リーフレットをホームページ等に掲載するなど、会員の方々に周知いただくことについて、貴会並びに都道府県中央会等のご協力を賜りたくお願い申し上げます。

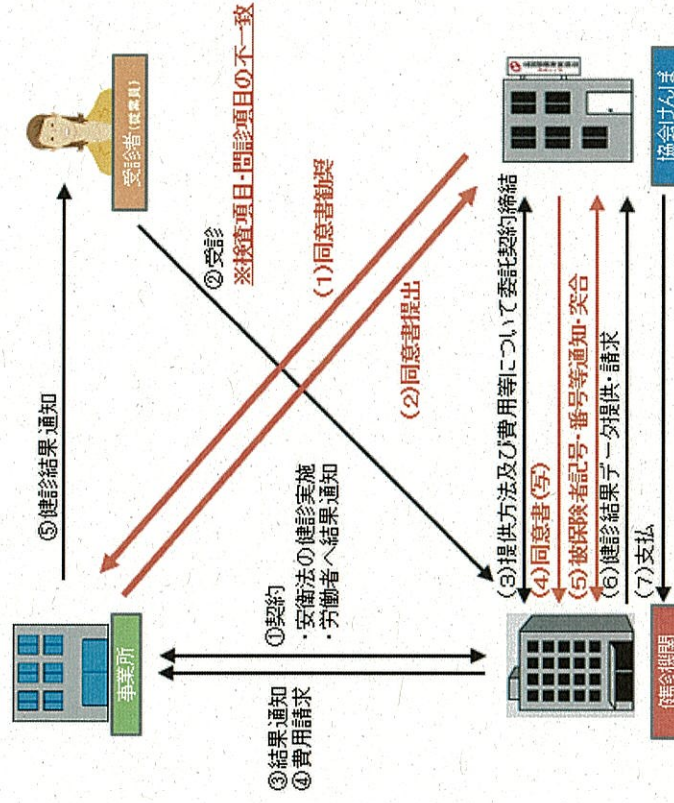
今後とも、全国健康保険協会の事業運営にご理解ご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

# 健診機関を通じた保険者への事業者健診結果データの提供スキーム(イメージ)

(新たなスキーム)



(現行のスキーム)



従業員の皆様の健康を守りましょう

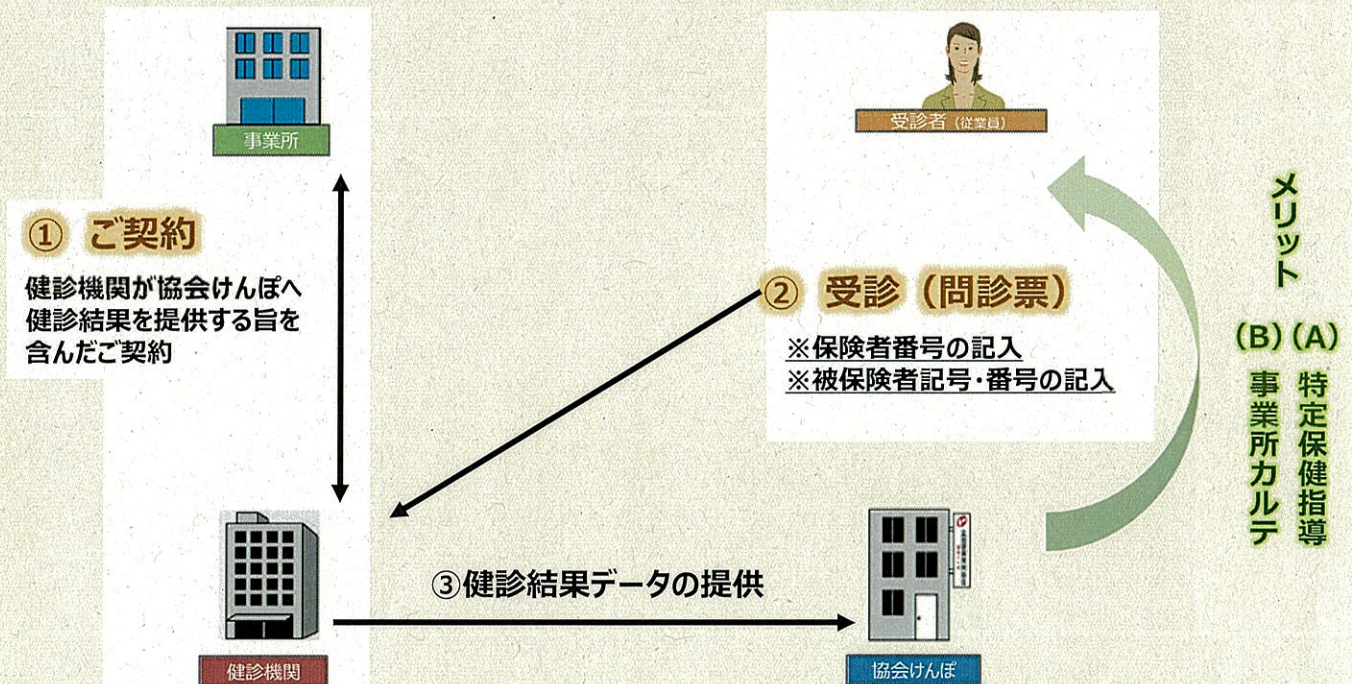
協会けんぽに加入する40歳以上の方の

## 事業者健診結果を協会けんぽに提供ください

生活改善が必要な方に、特定保健指導を提供いたします

### 事業主様へ

- ① 事業者健診のご契約の際は、  
**「健診機関が協会けんぽに健診結果を提出する」旨を含んだ契約をお願いします。**
- ② **健診受診時に従業員様に保険証をご持参いただくようご説明をお願いします。**



事業主様に代わり、健診機関が協会けんぽに事業者健診結果を提出することを、予め契約の中で取り決めることで、健診機関から協会けんぽに直接提供されます。

### 提供した健診結果はどのような目的で使用されるのでしょうか？

- (A) 健診結果に基づき、生活習慣の改善が必要な方に特定保健指導を行います。
- (B) 事業所の健康度を見える化した事業所カルテを提供します。

### 健診結果は個人情報ですが、協会に提供しても大丈夫です！

高齢者の医療の確保に関する法律により、事業主様が健診結果を保険者へ提供することが義務付けられており問題はありません。また、このような法律に義務付けがある場合、健診を受けた方（従業員様）の同意も必要ありません。（個人情報の保護に関する法律第23条）